

安城市自治基本条例ができるまで

◎市公式ウェブサイト望遠郷にも情報を掲載しています。

[ホーム>市政情報>条例・規則など>自治基本条例]

神谷学市長 2期目（H19～22）のマニフェスト

◎自治の環境をかえる～自治機能を充実し、より効率的な行財政運営～
地域内分権の推進（住民自治条例）



H19. 10. 15～11. 15 市民・職員メンバー募集（応募者は全員採用）



安城市自治基本条例を考える市民会議

（通称：あんき会）

市民：24名 職員：11名

[計35名]

【会議開催時期】

H19. 12～H21. 7（全23回）

H20. 11. 19 条例素案を市長に提言

【協議内容】

条例素案の作成、周知方法の検討等

安城市自治基本条例策定審議会

公共的団体等・市民団体等・市議会議員・

安城市自治基本条例を考える市民会議の

それぞれの代表、学識経験者、副市長

[計20名]

【会議開催時期】

H20. 2. 4～H21. 6. 29（全9回）

H20. 2. 4 市長から諮問

（条例策定にあたり意見を求める）

H21. 7. 6 市長に答申

（審議した条例・逐条解説素案の提出）

【審議内容】

原案の作成に関し必要な事項（条例・逐条
解説素案に関する事項）

パブリックコメントの実施

※パブリックコメントとは・・・

政策等の策定にあたり、案の段階で公表し、意見や情報の提出を受け、その意見や情報に関する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮し意思決定を行うこと

H21.5.15～6.15 条例及び逐条解説に関する意見を募集

意見提出数：5名（10件）

⇒審議会へも報告、パブリックコメント後の修正なし

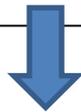
【意見と回答の例】 ※詳細は市公式ウェブサイト「望遠郷」をご覧ください。

☆子どもたちの声を聴く機会について盛り込んでほしい

→子どもの権利については市として意思決定していないので今回は盛り込まない

☆「自立した地域社会」とは？

→一人ひとりが自ら考え行動する自立した市民として・・・だれもが幸せに暮らし続けるまちこそが自立した地域社会といえる



H21 9月議会へ上程 全会一致で可決



H21.10.1 公布
H22.4.1 施行

現在活動している「あんき会（安城市自治基本条例を育てる会）」について

市長に提言を行った「あんき会（安城市自治基本条例を考える市民会議）」が解散した後、あんき会有志で新たな組織を立ち上げました。それが現在の「あんき会（安城市自治基本条例を育てる会）」です。

現在のあんき会は、たくさんの市民のみなさんにこの条例を知ってもらいたいという思いのもと、イベントでの啓発活動や情報誌の発行などの活動をしています。